

12月4日～10日は人権週間です



考えよう 相手の気持ち 未来につなげよう 違いを認め合う心

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「なんだか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。誰もが自分らしく、自由に、幸せに生きる権利です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られます。

今、人権を守るために、私たちに何ができるのか、身近なところから考えてみましょう。

人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、市内には9名の委員が配置されています。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、皆さんからの人権相談に応じるなどの活動を行っています。

人権擁護委員は、定期的に心配ごと相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は厳守しますので、困ったことがあったらお気軽にご相談ください。

人権に関する相談（心配ごとと悩みごと相談の会場で受け付けています）

対面相談

人権擁護委員が、市民の皆さんからの人権相談に応じています。電話での相談も受け付けています。

12月の予定は40ページをご覧ください。

心配ごとと悩みごと相談

ゆうゆう館で、毎月2回開催しています。

人権擁護委員のほかに、民生委員・主任児童委員、行政相談委員、県民相談委員が在席しています。



女性の人権ホットライン

午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

全国共通ナビダイヤル

☎0570(070)810

みんなの人権110番

午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

全国共通ナビダイヤル

☎0570(003)110

子どもの人権110番

午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

全国共通フリーダイヤル

☎0120(007)110

電話相談

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

相談は、人権擁護委員または法務局職員がお受けします。



ひとりで悩まずにご相談ください。



相談は無料です。秘密は厳守します。



問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887